

新型コロナウイルス感染症対策期間版（令和4年度版）

I 学寮理念

協 調 ・ 友 愛 ・ 自 立

II 学寮基本方針

- 低学年寮
本校の学生生活における基本的な生活習慣の確立、公正かつ公平な規範意識の形成、規律性及び協調性の涵養
- 高学年寮
社会生活における基本的な生活習慣の確立、低学年寮生の規範となり得る規範意識の完成、規律性及び協調性の確立

III 寮生としての心構え

- 互いに譲り合って調和をはかっていく協調性を養おう。
- お互いに尊重し合いながら、友情を深めよう。
- 先輩や目上の人に対する敬愛の念と後輩や弱者をいたわるやさしさを養おう。
- 自らを律しながら、未来を切り拓いていく力を養おう。
- 何事にも積極的に挑戦するチャレンジ精神を養おう。
- 不正・不合理に勇気を持って立ち向かう正義感を養おう。
- 健康・安全に留意し、たくましく生きていく力を養おう。

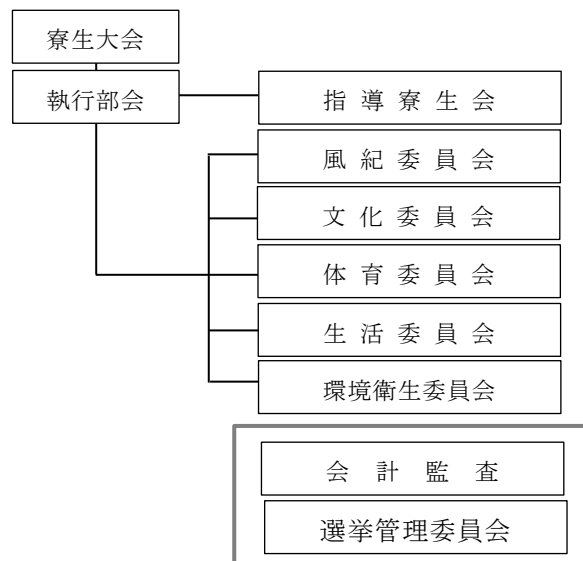
IV 学寮の管理・運営

1 管理運営体制

- 寮生の教育や生活指導を行う
宿直教員（夜間2名）
- 日常生活のサポートや相談に対処する
寮事務室、日直（休日昼間1名）、学寮指導員（女子寮 夜間1名）
- 学寮運営の具体的方策を審議する
寮務委員会（9名）

2 寮生会組織

寮生会組織図



寮生の役割分担

- (1) 階長（蛍雪寮・青雲寮）、指導寮生（雄風寮、松風寮、蒼風寮、紬寮）
各階の寮生の中から代表者を1名選出し、階長とする。
 - ① 学寮行事等に関して、所属する階の取りまとめを行う。
 - ② 共用部分（補食室、談話室、洗面・洗濯室、廊下、階段等）の点検及び週番への清掃指示を行う。
 - ③ 教職員の指示に従って、所属する階の寮生への連絡、調整等を行う。
 - ④ その他必要事項等処理する。
- (2) 棟長（蛍雪寮・青雲寮）
各棟の階長の中から代表者を1名選出し、棟長とする。
 - ① 学寮行事等に関して、寮生会と連絡、調整を行う。
 - ② その他必要事項等処理する。
- (3) 男子寮各種当番
 - ① 蛍雪寮・青雲寮の週番
 - ア 夜の点呼
 - イ 共用部分の清掃・点検・消毒
 - ウ 共用備品の清掃・点検・消毒
 - エ 各階のごみの集積場への運搬
 - オ 週番引継会への出席
 - カ その他必要事項の処理
 - ② 雄風寮・松風寮・蒼風寮・紬寮の週番
 - ア 共用部分の清掃・点検・消毒
 - イ 共用備品の清掃・点検・消毒
 - ウ 各階のごみの集積場への運搬
 - エ 週番引継会への出席
 - オ その他必要事項の処理
 - ③ 浴室清掃当番
 - ア 当番は、次の棟に所属する寮生が輪番で行う。
 - 第1浴室・・・蛍雪寮・青雲寮
 - 第2浴室・・・雄風寮・松風寮
 - 蒼風寮浴室 *・・・蒼風寮

松風寮 1F シャワー室 *...松風寮

*：指導寮生の定める使用規則に従うこと

紬寮浴室...紬寮

イ 清掃は毎日入浴終了後に行う。

ウ 当番の者は、環境衛生委員の指示に基づき、次の業務を行う。

浴室及び浴槽の清掃・消毒

脱衣場の清掃・消毒

エ 所定の時間までに各浴室へ行き、それぞれの責任者の指示に従って清掃すること。

清掃時は「密」にならないよう注意し、私語を控えること、

3 主な年間スケジュール

4月	リーダー研修	10月	学年集会
	開寮		学寮保護者連絡会
	学年集会		寮祭
	前期寮生大会	11月	学年集会
5月	学年集会	12月	学年集会
	寮内外大掃除		男子(1年)、女子(1~3年)部屋替え
	寮マッチ		寮マッチ
	夜間避難訓練(地震対策)		寮大掃除
	野外活動		閉寮
	男子(1年)、女子(1~3年)部屋替え	1月	開寮
6月	1年生防火避難訓練		学年集会
	学年集会	学寮保護者懇談会	
	学寮保護者懇談会	2月	学年集会
	寮マッチ		後期寮生大会
7月	学年集会		修了式・送別会
8月	男子(2・3年)、女子(4年以上)部屋替え	3月	全学年部屋替え
	寮大掃除		閉寮
	閉寮		
9月	リーダー研修		
	開寮		
	学年集会		

※学寮の年間スケジュールは、新型コロナウイルスの状況に伴って本校の新型コロナ対策会議の他、国・地方自治体、保健所等の行政指導に従って変更される場合があります。

V 寮生心得

寮生は、本校の教育方針に則り、規律ある共同生活のうちに、切磋琢磨して人格の向上と学業の成就を期するものとする。この目的を達成するため、学寮管理運営規則及び寮生心得に従って生活しなければならない。

自分だけでなく、他人の命を守るため感染症対策に最大限対応した新しい学寮生活に従って、生活しなければならない。

入寮期間は、基本1年度限りとし、年度毎に「学寮生活継続願」を提出し、認められた者が寮生活を継続できる。

以下のような場合は学寮生活継続が認められない。

○学校生活が正常にできていないと判断される時

- ・学校に満身に登校できない場合
- ・欠課数や遅刻数が非常に多い場合
- ・その他、本校学生便覧の記載されている生活ができないと判断される場合

○学寮生活が正常にできていないと判断される時

- ・寮務主事説諭、注意を繰り返してうける場合
- ・寮務委員の居室巡回時の警告が多い場合
- ・指導寮生の指導に従わない場合
- ・各種当番不履行を繰り返す場合
- ・寮行事への不参加
- ・寮食堂での食事がきちんと取れない場合
- ・その他、本校学寮管理運営規則及び寮生心得に従って生活できていないと判断される場合

感染症対策に最大限対応した新しい学寮生活

「感染しない」「感染させない」という気持ちで、規範ある生活を行うこと。

(1) 基本的な感染予防対策の実施

- ア 寮内に入る際、部屋に戻った際など手指の消毒を実施すること。
- イ マスクを着用し、飛沫感染を防止すること。
- ウ 「3密」(密集、密接、密閉)を回避すること。
- エ 換気のため、窓をあけ、部屋のドアを締め切らず、開けておくこと。
- オ 同じ部屋に3人以上集まり会話をするなどを行わないこと。
- カ 物の貸し借りは控えること。
- キ 不要不急の外出やアルバイトは自粛すること。
- ク 毎日の健康管理(体温測定、健康状態の確認)に努めること。
- ケ 体調不良時は直ちに寮事務室や宿日直室へ電話連絡すること。

(2) 「感染の危険性レベル」ごとの行動基準

※その時点でのレベルの判断、レベルの移行は学校長を中心とした学内コロナ対策本部会議で決定する。

レベル	状況	行動基準
レベル4	寮内での感染が認められた	閉寮
レベル3	新居浜市内で感染拡大し、寮内での感染の恐れが高い	不要不急の外出の禁止
レベル2	新居浜市で感染発生のおそれがあり、寮内での感染のおそれがある。	感染予防対策を実施 3密を避けた行動 感染者多数地域への旅行や帰省の自粛
レベル1	日本で感染者がおらず、寮内での感染のおそれがほぼない。	従来のお寮生活

(3) 感染症対策期間の生活

感染症対策期間、寮生を一同に集める朝の集合点呼や協同課業、各種イベント等は実施しない。寮生一人一人が予防や感染拡大防止を厳に意識した言動を実行すること。

(1) 寮生のコミュニケーション

寮生活は集団生活であり、互いのコミュニケーションなくしては成立しないためこれを禁止しないが、会話の際にはマスクを着用し 1メートル程度の距離をとるなど、日頃から飛沫感染防止に努めること。

居室内に 3 名以上集まって会話をすることは厳に慎むこと。

(2) 学習室の使用利用について

学習室の使用は禁止する。自主消灯後も勉強したい場合は同室者の睡眠に十分配慮し居室で勉強すること。

試験期間中の学習室の使用に関しては指導寮生の定めたルールを厳守すること。

(3) 居室の利用について

窓とドアを開け、十分な換気が行われるよう心掛けること。

同室者であっても教科書や道具などの貸し借りといった共用は避けること。

居室へ入室する際には、入り口に備える消毒液で手指の洗浄をすること。

(4) 居室間の移動、訪問について

感染が発生した場合、感染を局所にとどめるため、不要不急の棟間や居室間の移動や訪問は避けること。

(5) 共有部分の利用について

感染が発生した場合、感染を局所にとどめるため、居室のある階の設備を利用し、別の棟や階の設備は使用しない。トイレを利用した後は、必ず石鹸でしっかりと手指洗浄を行うこと。

(6) 手指洗浄について

寮棟に出入りする際には必ず、備え付けの消毒液で手指を消毒すること。寮事務室を訪問する際にも消毒すること、その他、各階の洗面所での手指洗浄を励行すること。捕食室のドアノブなど不特定多数の者が触る部分については定期的に清掃すること。消毒液やハンドソープの量が少なくなったら、寮事務室に申し出て各自が補充すること。

(7) 体調管理について

起床時(朝)と下校時(夕)に検温し発熱がないか確認すること。朝の検温結果はクラスの WebClass に記入すること。夜の点呼前の検温結果は学寮が配布する行動記録表に記入する。発熱や少しでも体調がおかしいと感じることがあれば、速やかに学寮事務室や宿日直者に電話連絡すること。

(8) 外出について

不要不急の外出はできるだけ控えること。カラオケやライブハウスなどクラスター発生源となっている場所への外出は禁止する。必要な外出の際もマスクを着用し、帰寮時に手指洗浄するなど感染防止に努めること。

(9) アルバイト

本校では感染症対策期間は全学生にアルバイト自粛を要請している。

1 生活規範

(1) 寮生は、次の日課に従って生活する。

日課表（協同課業あり）

（1年生～3年生）

時間	事項
7:10	起床
	整頓、清掃、洗面
7:20	朝食（～8:20）
7:40	点呼・協同課業
	登校準備
8:30	登校終了
8:40	施錠
12:00	昼食（～13:10） 玄関解錠
13:05	玄関施錠
14:00	玄関解錠
17:00	夕食（～19:30）
	入浴（～20:40）
20:00	静粛時間（～翌朝）
	共用部分清掃
21:00	門限・点呼
	学習時間（～23:00）
23:00	就寝準備
23:30	消灯*

日課表（協同課業なし）

（1年生～3年生）

時間	事項
7:10	起床、検温
	整頓、清掃、洗面
7:20	朝食（～8:20）
	登校準備
8:30	登校終了
8:40	施錠
12:00	昼食（～13:10） 玄関解錠
13:05	玄関施錠
14:00	玄関解錠
17:00	夕食（～19:30）
	入浴（～20:40）
20:00	静粛時間（～翌朝）検温
	共用部分清掃
21:00	門限・点呼
	学習時間（～23:00）
23:00	就寝準備
23:30	消灯*

（4年生～専攻科生）

時間	事項
7:20	朝食（～8:20） 検温
12:00	昼食（～13:05）
17:00	夕食（～19:30）
	入浴（～20:40）
20:00	静粛時間（～翌朝） 検温
	共用部分清掃
21:00	門限・点呼
	学習時間（～23:00）
23:30	自主消灯

*：紬寮は自主消灯とする。

【朝起きたら】

寝具をたたみ、居室内（床・机上等）の整理、整頓及び適度な換気を行うこと。

【登校に際しては】

早めに準備を行い、忘れ物をしないこと。（施錠後の棟内立ち入りは認めない）
照明等のスイッチを切り、窓を閉めること。（1・2階の者は、必ず掛け金をすること）
最後に出る者はドアの施錠をすること。

【放課後は】

居室に誰もいなくなるときは、居室のドアを施錠しておくこと。

【夕食は】

19時30分までに終えて、食堂を出ること。

【入浴は】

20時40分までに終えて、浴室を出ること。

【洗濯は】

できるだけ放課後から夜の点呼時間までの間に行い、洗濯機・乾燥機は協力し合って使用すること。

【補食室、ダイニングスペースは】

学習時間帯は使用しないこと。

【静粛時間は】

20時00分から翌朝までとしているので、その時間帯は静粛を保つこと。

【門限後は】

各所属棟内から出ないこと。

【学習時間は】

効率的に活用し、学習成果を上げるように努めること。
雑談や他室訪問等をして、他の者に迷惑を掛けないよう静かに学習すること。

【消灯後は】

他の者に迷惑を掛けないよう静かに就寝すること。

※日課は、新居浜高専の新型コロナ対策会議、または国・地方自治体、保健所等の行政指導に従って予定なく変更される場合がある。

- (2) 点呼は「**新型コロナウイルス感染の危険性のレベル**」に合わせた方法で実施する。
(3) 協同課業は、協同精神を涵養する目的をもって、計画に従って休日以外毎日実行する。ただし、試験時間割発表日から試験終了日までの協同課業は休止し、点呼のみとする。きちんとした服装（履物は運動靴）で、点呼時刻に遅れないように集合すること。

協同課業表（1年生～3年生）

曜 日	内 容	集 合 場 所
月	ラジオ体操	グラウンド
火	ラジオ体操	グラウンド
水	寮周辺のゴミ拾い・自転車整理	学 寮 広 場
木	ラジオ体操	グラウンド
金	ラジオ体操	グラウンド

（雨天の場合には中止）

※ 上記計画は変更する場合があります。

令和4年度については感染症対策レベル 2 以下の状況であれば協同課業を実施する。実施するにあたり、密にならないように十分に注意すること。

- (4) 静粛時間中は、学習する者に迷惑を及ぼさないよう、また、消灯後は、他の者の睡眠を妨げることのないよう静粛を保つこと。
- (5) 学習時間中は学習に集中し、次の事項に留意すること。
 - ① 無用の談話を慎み、必要な学習は学習時間中に終えるよう心掛けること。
 - ② 居室においてオーディオ機器や楽器等の音を出すことを禁止する。
 - ③ 他室訪問はもとより、特別な理由のない限り、就寝してはならない。
- (6) 消灯後も学習する場合は、他の者の睡眠を妨げないようできる限りの配慮をおこなうこと。
- (7) 登校及び外出時は、必ず窓を閉め、掛け金を掛け、照明や電気器具のスイッチを切り、居室の出入口を施錠すること。

2 外出・外泊

- (1) 門限までの外出は自由とし、門限後の外出は、宿直教員が承認した場合を除いて禁止する。
- (2) 外出が門限以降に及ぶことが予測される場合には、「欠食、外泊・外出許可願」を寮務主事に提出し、許可を受けて外出すること。
 なお、外出後、予測できない理由で門限までに帰寮できなくなった場合には、電話等でその旨を宿直教員に連絡を入れ、帰寮した際には宿直教員に帰寮報告を行い「帰寮届」を提出すること。
- (3) 外泊は帰省のみとし、帰省以外の外泊は認めない。ただし、保護者からの願い出のあるものについては認める場合がある。その場合には、事前に保護者から寮事務室へ連絡が必要である。帰省以外の私的な外泊については、保護者が一切の責任を持つものとする。
- (4) 週末の帰省は、その週の火曜日の 16 時 30 分までに「欠食、外泊・外出許可願」を寮事務室に提出すること。それ以降の「欠食、外泊・外出許可願」の提出は認めない。
 なお、祝日等がある場合は、締切日が早まることもある。その他の帰省は、原則該当日の平日 4 日前の 16 時 30 分までとする。
 平日（休業日の前日は除く）の帰省は原則として認めない。ただし、緊急な理由で帰省しなければならなくなった場合には、平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までは寮事務室に、それ以外の時間帯には宿直室へ、事前に保護者から連絡が必要である。同時に、「欠食、外泊・外出許可願」を提出してから帰省すること。
- (5) 「帰寮届」には必ず保護者に署名・押印してもらい、低学年は点呼時までに指導寮生に、高学年は点呼時に宿直者に提出すること。（それ以外の場合には、直接宿直者に提出すること。ただし、宿直者が巡回等で宿直室にいない場合には、宿直室のドアのポストに投入すること。）
- (6) 「欠食、外泊・外出許可願」及び「帰寮届」には誤りや虚偽のないようにすること。
- (7) **感染拡大地域への帰省については自粛を要請する場合がある。なお感染拡大地域への帰省等が避けられない場合は、安全が確認できるまで一定期間帰寮を認めない場合がある。**

3 食事

- (1) 寮生は、「喫食カード」と引き替えに食事を摂ること。
 - (2) 食事は、食堂を「密」な状況にしないため、グループ毎に食堂で所定の時間内に済ませること。
- 食事の時間とグループは次の通りである。

【朝食】

グループ A	7:20～7:40
グループ B	7:40～8:00
グループ C	8:00～8:20

【昼食】

- グループ A 12:00～12:25
グループ B 12:25～12:45
グループ C 12:45～13:05

【夕食】

- グループ A 17:00～17:50
グループ B 17:50～18:40
グループ C 18:40～19:30

尚、グループ分けは学寮事務で行い、1週間ごとにローテーションする。この際、課外活動等の事情は考慮しない。(課外活動の事情を考慮する必要がある場合は、寮生会及び指導寮生と検討しグループ分けを行う。)

- (3) 感染症対策として、マイ箸やマイスプーン等を使用することを許可する。ただし、食中毒等の危険を避けるため自分で洗浄し、寮生自身で携帯・管理すること。
- (4) 帰省等のため欠食する場合には、「欠食願」を定められた期日までに寮事務室へ提出すること。
- (5) 欠食金の払戻しは、次の各項をすべて満たす場合に限り行う。
 - ① 欠食日が原則として学校の休業日であること。
 - ② 「欠食、外泊・外出許可願」を提出し、許可を受けていること。
 - ③ 「欠食願」が所定の日時(原則該当日の平日4日前の16時30分)までに提出されていること。
- (6) 食費の支払いについては、毎月26日振替日(引落日)に前月分の「欠食願」に基づき精算した金額を、学寮給食業務委託契約会社が、届け出された金融機関口座から引落しする。

4 持ち込み禁止物品

- (1) 下記物品の寮内への持ち込みは禁止する。
 - ① 電気ストーブ、石油ストーブ、電気コンロ・カセットコンロ等の火気や高熱を発生する恐れのある物(ヘアードライヤーやそれに類する物を除く)
感染症対策期間中は就寝時の寒さ対策として、電気毛布の持ち込みを特別に許可する。
持ち込みたい場合は寮事務室に申し出で許可を受けること。
 - ② ガソリン、シンナー、高圧ボンベや薬品等の危険を伴う物品
 - ③ 冷蔵庫、炊飯ジャー、電気ポット、電気ケトル、電気コタツ、トースター及び大型ステレオ等の電気製品
 - ④ 折り畳めないマットレス、重量物(ダンベル、バーベル等)や大型の家具類
 - ⑤ 部活で共用する物品等
 - ⑥ マージャンパイ、ゲーム機(コントローラーを含む)等の娯楽品
 - ⑦ 酒(ノンアルコールビール等を含む)及びタバコ等
- (2) 持ち込み禁止物品を所持している場合は、指導を行うと共に、物品は着払いで自宅へ送付する。
- (3) パソコンを寮内へ持ち込む場合には、寮務主事に願い出て、許可を受けなければならない。「物品使用許可願」を寮事務室に提出すること
- (4) 各自の所持品は記名しておくこと。
- (5) 所持品を紛失または、盗難にあったときには、速やかに宿直教員又は寮事務室に申し出て、「被害届」を提出するとともに、出来る限り警察へも届け出ること。
- (6) 学寮の定期メンテナンスのため、夏季及び学年末(春季を含む)の長期閉寮期間は、居室を空室状態に戻し、寝具を含むすべての荷物をその都度持ち帰ることとなるため、持ち込む私物は必要最低限でとどめておくこと。

5 自転車・バイク・自動車

- (1) 自転車を使用する者は、所定の「自転車登録届」を学生・図書係へ提出し、交付されたステッカーを所定の場所に貼付すること。
- (2) 自転車は所定の駐輪場にきちんと置き、施錠しておくこと。交付されたステッカーを所定の場所に貼り輪行袋に入れた場合は学寮建物内への持ち込みは可とする。
上記条件を満たさず学寮建物内に持ち込んでいた場合は持ち込み違反物品として取り扱う。
- (3) 無断で他人の自転車を使用しないこと。
- (4) 自転車乗車時にはヘルメットを着用すること。
- (5) バイク、自動車については、構内への持ち込み及び学校近隣への駐車を禁止する。

6 郵便物・荷物

- (1) 定形の普通郵便は寮事務室前の「郵便受」に入れておくので、各自持ち帰ること。
- (2) 定形外の郵便物、書留、速達、荷物等は、寮事務室前の連絡ボードに氏名を表示しておくのでこまめに確認し、名前があれば寮事務室内で受け渡しを行う。ただし、書留の受領には印鑑を持参すること。
- (3) 代理受領は、一切認めない。
- (4) 寮事務室からでも宅配便等で荷物を発送できる。

7 電話

寮生への伝言を受けつける時間等は次のとおりとする。

対応日	対応時間	連絡先	電話番号
平日	8:30~17:00	寮事務室	0897-37-7728・29
	17:00~8:30(翌朝)	A宿直室	0897-37-7733
		B・C宿直室	0897-37-7732
休日 (土・日・祝日)	終日	A宿直室	0897-37-7733
	17:00~8:30(翌朝)	B宿直室	0897-37-7732

8 防災及び施設・設備の保全

- (1) 寮生は火災等の災害防止に常に万全を期さなければならない。
- (2) 寮生は普段から学寮付設の消火器具や避難器具の使い方を知り、災害が発生した場合には、速やかに教職員の指示に従って行動すること。
- (3) 机、ベッド、ロッカー、洗濯機及び乾燥機等の備品は、大切に使用すること。また、それらの備品等は、防災および保全の観点から勝手にその位置を変えてはならない。
- (4) 居室内の工作、ねじ込み金具、釘等の使用及び施設を損傷する恐れのある貼紙等は禁止する。居室内の工作、ねじ込み金具、釘等の使用及び施設を損傷する恐れのある貼紙等は禁止する。マグネットで張紙等を掲示する場合は公序良俗に反しないものにする。
- (5) 各居室の電気許容量が限られているので、たこ足配線をしないこと。ドライヤーの使用は、洗面室または脱衣室に限る。
- (6) 居室鍵や机鍵の保管には十分注意すること。鍵を紛失した場合には、速やかに寮事務室に届け出ること。また、鍵を複製することは禁止する。
- (7) 施設、設備及び備品等学寮付属の物件を破損した場合には、速やかに寮事務室に届け出ること。なお、破損が故意又は不注意によると認められる場合には、修復に必要な経費を弁償しなければならない。
- (8) 消毒用アルコールや消毒液を通電状態の電気器具等に吹きかけることは火災や爆発、感電等の原因となるので、厳に慎むこと。なお、破損が故意又は不注意によると認められる場合には、修復に必要な経費を弁償しなければならない。

9 共用施設

共用施設は寮生が共同で利用するものであるため、他の寮生に不快な思いをさせることのないよう、特に下記の点に留意して使用すること。

(1) 食堂

- ① 食堂へはパジャマ等品位を損なう服装で出入りしないこと。
- ② 食事等の持ち運びには盆を使用し、食卓、床等を汚さないよう心掛けること。汚した場合には、きれいに清掃すること。
- ③ 食事が終わったら、使用した食器等を必ず所定の場所に返却すること。
- ④ 食べ物や食器は食堂外へ持ち出さないこと。
- ⑤ 食堂では協力してできるだけ「密」な状況にならないよう注意すること。
- ⑥ 食堂での会話は厳に慎むこと。
- ⑦ 配膳された食べ物を他の寮生とシェアしないこと。

(2) 浴室

- ① 感染症対策期間は脱衣所や浴室の利用中の会話は厳に慎むこと。感染症対策レベルの状況によっては浴槽の使用を禁止し、シャワーのみ使用とする場合がある。それぞれの場合のグループ毎のタイムテーブルに従って入浴すること。

浴槽使用时		シャワーのみ時	
グループ 1	17:00～17:40	グループ 1	17:00～17:30
グループ 2	17:40～18:20	グループ 2	17:30～18:00
グループ 3	18:20～19:00	グループ 3	18:00～18:30
グループ 4	19:00～19:40	グループ 4	18:30～19:00
グループ 5	19:40～20:20	グループ 5	19:00～19:30
		グループ 6	19:30～20:00
		グループ 7	20:00～20:30

尚、グループ分けは学寮事務で行い、1週間ごとにローテーションする。この際、課外活動等の事情は考慮しない。(課外活動の事情を考慮する必要がある場合は、寮生会及び指導寮生と検討しグループ分けを行う。)

- ② 浴室が「密」にならないよう、定められた時間内にお互いに譲り合って入浴すること。
- ③ 感染症の恐れがある者は入浴しないこと。
- ④ 浴室へ貴重品を持参しないこと。
- ⑤ 定められた時間内のみに入浴し、浴槽に入る前には、必ず掛け湯をすること。
- ⑥ 湯水を節約し、浴槽では絶対に洗濯をしないこと。
- ⑦ 浴槽にタオルをつけないこと。
- ⑧ 清掃当番はその任務を完遂すること。

(3) 洗面所・便所・洗濯室

- ① 洗面所、便所及び洗面・洗濯室は汚したり散らかしたりせず、常に清潔を保つこと。
- ② 毎晩週番は洗面所を消毒液にて清掃する。
- ③ 洗面用具や衣類等は放置せず、使用の都度片づけること。
- ④ 洗濯機等はお互いに譲りあって使用すること。
- ⑤ 水やトイレットペーパーは無駄遣いしないこと。また、トイレットペーパーを居室に持ち帰って使用しないこと。
- ⑥ 排水溝のつまりや洗濯機・乾燥機等に不具合があった場合、速やかに学寮事務室まで申し出ること。

(4) 補食室、ダイニングスペース

- ① 感染症対策期間は補食室が「密」にならないよう、譲り合い一人で使用するこゝと。
- ② 週番は毎晩消毒液を用いて消毒を行うこと。
- ③ 簡単な夜食を作る部屋なので、使用心得をよく守ること。
- ④ クッキングヒーターやトースターの使用中は、その場を離れないこと。
- ⑤ クッキングヒーターやトースターは使用の都度清掃し、常に清潔を保つこと。
- ⑥ 補食室を使用後は都度清掃し、常に清潔を保つこと。私物の鍋や食器等は放置せず、その都度自室に持ち帰ること。
- ⑦ クッキングヒーターを使用した後は、必ずスイッチを切ること。
- ⑧ 冷蔵庫に飲物等を保管する場合には、必ず記名しておくこと。
また、賞味期限等には十分注意し、各自で管理すること。
- ⑨ 閉寮前には冷蔵庫の中の私物を整理し、空の状態にすること。
- ⑩ 学習時間帯は使用しないこと。
- ⑪ 発熱する機器に消毒用アルコールを噴霧することは火災の原因になるため絶対に避けること。

(5) 静養室

- ① 体調を崩した場合には、寮事務室又は宿直教員に電話で申し出ること。
- ② 静養室の使用を指示された場合には、指示に従うこと。
- ③ インフルエンザ等の感染症にかかった場合、速やかに保護者に連絡をとり、医療機関から登校を許可されるまで、自宅等で療養すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染の可能性がある場合は、速やかに日中は寮事務室、休日・夜間は宿直室に電話連絡すること。

(6) シャワー室（学寮食堂北側）

- ① シャワー室の使用は、留学生や特別残寮生等、寮務主事が認めた者に限る。
- ② 使用時間を厳守すること。
- ③ 使用中は、換気扇を作動させること。
- ④ 使用後は、蛇口を閉めること。
- ⑤ 使用後は、室内を清掃し、窓を閉め、消灯すること。ただし、換気扇のスイッチは切らないこと。
- ⑥ 使用者が順番に消毒液を用いて消毒を行うこと。

10 エアコン使用規則

- (1) 居室に誰もいないときは、必ずスイッチを切ること。
- (2) 登校時は、必ずスイッチを切ること。
- (3) エアコン使用中、部屋の換気は2時間に1回の頻度で行うこと。
- (4) フィルターの状態を適宜確認し、最低月に1回は清掃をすること。
- (5) エアコンの運転に支障をきたすため、リモコンは、電源ボタン及び温度調節ボタン以外使用を禁止する。

【冷房】

感染症対策期間は換気のため、窓を開いたままエアコンを使用すること。使用は、6月から9月の開寮期間とし、原則として室温が28℃以上の場合とする。

平日（6月） ⁽¹⁾	16：00	～	3：00
平日（7月～9月） ⁽¹⁾	24時間		

【暖房】

感染症対策期間は換気のため、窓を開いたままエアコンを使用すること。使用は、4月及び11月から3月の開寮期間とし、原則として室温が12℃以下の場合とする。

平日 (1,2,4)	6 : 00	～	8 : 30
	16 : 00	～	3 : 00
休日 (1,4)	6 : 00	～	3 : 00
定期試験週間 (4)	16 : 00	～	8 : 30
定期試験期間 (2,3,4)	24 時間		

- (1) 気候条件により使用時間を延長することがある。
- (2) 登校時のエアコンの切り忘れ防止として 9:00 と 13:00 に自動停止する。
- (3) 登校時や外出時はエアコンの停止を忘れないこと。
上記冷房、暖房使用期間以外で、異常に湿度が高く除湿を必要とする場合はドライの使用を認めることがある。その際の運転日程は 19 : 00～24 : 00 とする。
- (4) 感染対策期間が 11 月以降も続いた場合。24 時間使用可とする。

11 保健衛生及び環境美化

- (1) 身体に異常を認めたときは、直ちに寮事務室又は宿直教員に電話で申し出て、その指示に従うこと。
- (2) 寝具類は、適宜日光消毒を行う等清潔を保つこと。
- (3) 居室内の清掃、整理整頓に心掛け、寮内の環境美化に努めること。
- (4) 玄関の使用については、次のことを厳守すること。
 - ① 泥・砂等のついた履物は、屋外で汚れを落として靴箱に整理すること。
 - ② スパイク等、突起物の付いた履物で入らないこと。
 - ③ 履物は玄関に脱ぎ捨てにせず、必ず所定の靴箱に収納すること。
 - ④ クラブ活動で使用する履物は、できるだけ所属する部室で保管すること。
- (5) 清掃当番は、その任務を遂行すること。
- (6) 不要な新聞、雑誌、ペットボトル、空きカン及び空きビン等は、居室内に放置せず、適宜、所定の場所に運ぶこと。切れた蛍光灯や電球及び乾電池は寮事務室に持参すること。
- (7) ごみは、新居浜市の分別方法により分別すること。

12 風紀・秩序

- (1) 午前中は「おはようございます」、午後は「こんにちは」、夜は「こんばんは」等、声を出して挨拶をすること。
- (2) 登校時から帰寮時まで、原則各学年で定められた服装とする。(最新版の学生便覧参照のこと)
- (3) 居室棟は、土足禁止となっているので、必ず上履き(踵のないスリッパ)を使用すること。下駄、サンダル等、音を発したり、クロックス等の施設を汚したり損傷するような履き物を使用しないこと。
- (4) 髪は、常に清潔を保ち、見苦しくない格好にすること。
- (5) 寮内では、華美な服装や不快な気持ちを抱かせる服装をしないこと。
- (6) 感染症対策期間はアルバイトを自粛すること。
- (7) 無断で他人の物を使用してはならない。
- (8) 他人の迷惑となるような言動をしてはならない。
- (9) 静粛時間以外においても、居室での談話、楽器の演奏、オーディオ機器等の使用に当たっては、他の寮生の迷惑にならないよう心掛けること。
- (10) 寮内に掲示物を掲示したい場合には、寮務主事の許可を受けて、指定された場所に掲

示すること。

- (11) 外来者との面会は、寮事務室又は宿直教員の指示を受けて、指定の場所で行うこと。
- (12) 下記の行為は、一切禁止する。
 - ① 暴力行為
 - ② 使役行為やいじめ行為
 - ③ 飲酒（ノンアルコール飲料を含む）・喫煙
 - ④ マージャンやテレビゲーム等の好ましくないゲームを行うこと。
 - ⑤ 自室に他室の寮生を宿泊させること。
 - ⑥ 寮生以外の者を無断で寮内に立ち入らせること。
 - ⑦ 男子寮生が女子寮へ、女子寮生が男子寮へ立ち入ること。
 - ⑧ 犬猫等の生き物を寮内に持ち込むこと。
 - ⑨ その他学則や寮則違反となる行為
- (13) 盗難防止のため、各自が以下のことを守ること。
 - ① 現金や貴重品は、常時身につけるか、鍵を掛けて保管しておくこと。
 - ② 必要以上の現金は、居室に置かないようにすること。
 - ③ もし盗難にあったら、速やかに寮事務室に「被害届」を提出すること。

13 閉寮

- (1) 夏季、冬季及び学年末（春季を含む）の各休業期間中は、学寮を閉鎖する。ただし、卒業研究、特別研究、インターンシップ等の教育活動や課外活動で寮務主事が必要と認めた場合には、残寮を許可することがある。

夏季及び学年末（春季を含む）の長期閉寮期間は、居室の保守点検等を行うため荷物をすべて持って帰ること。
- (2) 閉寮期間中は、許可を受けていない寮生の寮内への立ち入りを禁止する。

14 経費

- (1) 寄宿料は、複数人室：月額 700 円、個室：月額 800 円とする。

原則、1 年生から 3 年生は複数人室、4 年生以上は個室となる。
- (2) 居室棟で使用する電気・水道料及びその他共用部分（食堂を除く）の学寮運営に必要な経費は、月額 6,500 円とする。

なお、新規入寮者の入寮費は 2,000 円とする。
- (3) 食費及び食堂経費については、次の金額を学寮給食業務委託契約会社に届け出た金融機関口座へ引落期限までに入金するものとする。未払いがあれば、次年度の継続入寮を認めない場合もあるので注意すること。

食 費	月額	約 20,000 円	(1 日 648 円)
食堂経費	毎月	8,820 円	

VI 寮生会

1 執行部会

(1) 執行部会の構成

寮生会会長	1名
寮生会副会長	2名
指導寮生会会長	1名
書記	1名
会計	1名
専門委員会委員長	5名
専門委員会副委員長	5名

(2) 専門委員会

① 風紀委員会

- ア 学年集会等に参加し、挨拶及び服装の指導を行う。
- イ 必要に応じて寮内を巡回し、風紀指導を行う。
- ウ 禁止行為（飲酒・喫煙・マージャン・パチンコ等）の徹底及び指導を行う。

② 文化委員会

- ア 学寮文集等を企画・編集し、発行する。
- イ 行事等の写真・ビデオを撮影する。
- ウ 文化委員会に所属する諸事項を処理する。

③ 体育委員会

- ア 寮祭、寮マッチ、送別会等の行事を企画し実行する。
- イ 各行事の記録及び整理等を行う。

④ 生活委員会

- ア ゴミ分別の指導を行う。
- イ 生活委員会に所属する諸事項を処理する。

⑤ 環境衛生委員会

- ア 浴室の清掃当番の割り振り及び指導を行う。
- イ 学寮大掃除の企画及び指導を行う。
- ウ 環境衛生委員会に所属する諸事項を処理する。

(3) 会計

① 予算（案）の作成

- ア 予算（案）を作り、執行部で検討する。
- イ 前期寮生大会で予算（案）を説明し、了承を得る。

② 会費の管理

寮生会費は、銀行口座を設け預金の上、寮事務室で保管・管理する。

③ 支払要領

- ア 行事等の責任者は、業者からの請求書を「会計」へ提出する。
- イ 「会計」は、請求書のチェックを行い、その金額を会計簿へ記入し、納入業者へ支払う。
- ウ 証拠書類（領収書）は、寮生で整理し、寮事務室に保管する。

④ 決算書の作成

当該年度終了後、会計は、寮事務室の協力を得て決算書を作成する。

⑤ 決算報告

前期寮生大会において、前年度会計の決算報告を行い、承認を受ける。

2 指導寮生会

(1) 指導寮生会の構成

指導寮生会は、指導寮生及び指導寮生補佐で構成する。

(2) 指導寮生の業務

① 日課表の励行指導

起床、居室の整理・整頓、協同課業、消灯及び就寝の励行指導を行う。

② 朝、夜の点呼

各階の所属寮生の点呼を取り、宿直教員に報告する。

③ 「帰寮届」の整理

「帰寮届」を整理し、翌朝宿直教員に引き継ぐ。

④ 共用部分の点検・指導

各階の共用施設（便所、補食室・談話室、洗面・洗濯室）の電気及びガス等を点検し、週番への指導を行う。

⑤ 学習の指導及び助言

学習していない者に指導し、質問事項に答える。

⑥ 学寮行事等に関して、所属階の企画及び助言を行う。

⑦ 教職員の指示に従って、所属階の寮生の日常生活の指導及び助言を行う。

⑧ その他気づいたことの連絡や必要事項等処理する。

(3) 指導寮生補佐の業務

① 協同課業当番

ア 指導寮生補佐が輪番で行う。

イ 指導寮生及び生活委員の指示に基づき、次の業務を行う。

(ア) 協同課業の場所に各階単位で集合させる。

(イ) 点呼終了後、指示して当日の課業を開始する。

(ウ) 週番引継会の補佐を行う。

② その他、指導寮生を補佐し、必要事項を処理する。

Ⅶ 学寮防災避難マニュアル

【火災】

1 火災を発見した場合

- 1 「・・・で火事だ」と大声で付近の者に知らせ、応援を求める。
- 2 火災発信機のボタンを押す。
- 3 応援の者に全寮放送や全校放送を依頼する。

放送例：「・・・で火災が発生。火災付近を避けて、速やかにグラウンドに避難するように。」

* 初期消火が可能だと判断される場合

応援の者と協力して、各階に設置している消火器や消火栓あるいは学寮管理棟玄関脇等に設置している消火栓を利用して消火に努める。

* 初期消火が不可能だと判断される場合

応援の寮生と協力して以下の対応をする。

- ① 119番通報する。
- ② 火事の場合と程度を見て、避難経路を指示する全寮放送をする。
- ③ 補食室や留学生食堂のクッキングヒーターを使用中の場合には、スイッチを切ること。

- ④ 自身の避難経路を確保しながら、棟内に寮生が残っていないかどうか確認する。

2 火災報知器の報知ベルが鳴った場合

- 1 周辺を見回し、火災が付近で発生していないか確認する。
- 2 全寮放送を聞いて、避難経路を探して、グラウンドに速やかに避難する。

【地震】

- 1 揺れている最中は、倒れやすい物から離れ、机の下に隠れる等して、身の安全を図る。状況に応じて、ドアを開ける等、避難可能な出口の確保をする。
- 2 補食室や留学生食堂のクッキングヒーターを使用している場合には、スイッチを切る。出火して無理な消火がかえって危険であると判断される場合は、揺れが収まってから消火する。
- 3 揺れが収まってから、グラウンドに避難する。
- 4 同室、あるいは隣室の寮生が避難しているかどうか相互に確認する。いなければ、携帯電話等を使って安否確認を行う。

【避難経路】

火災・地震等緊急時に避難する場合の避難経路については学寮内に掲示してあるのでよく確認しておくこと。

避難場所（グラウンド）への経路がかえって危険であると判断される場合は、安全な経路を通って避難場所（グラウンド）へ避難すること。

【防災食と飲料水の備蓄】

学寮には地震などの災害時を想定し、一人2リットルの水を備蓄している。

